

議事日程（閉会日） 平成30年12月13日 午前9時開議

- 日程第 1 議案第52号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 2 議案第53号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 3 議案第54号 木曾岬町立認定こども園条例の制定について
- 日程第 4 議案第55号 木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第56号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第57号 木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第58号 木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第59号 木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第60号 木曾岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第61号 損害賠償の額を定めることについて

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第52号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 2 議案第53号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 3 議案第54号 木曾岬町立認定こども園条例の制定について
- 日程第 4 議案第55号 木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第56号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第57号 木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第58号 木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第59号 木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第60号 木曾岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第61号 損害賠償の額を定めることについて

追加日程第1 議案第62号 木曾岬町南部地区津波避難タワー建築工事変更契約について

出席議員（8名）

1番	鎌田 鷹介 君	2番	伊藤 厚紀 君
3番	加藤 真人 君	5番	服部 英二夫 君
6番	三輪 一雅 君	7番	伊藤 律雄 君
8番	中川 和子 君	9番	伊藤 好博 君

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町長	加藤 隆 君	副町長	森 清 秀 君
教育長	山北 哲 君	総務政策課長	伊藤 啓二 君
危機管理課長	小島 裕紹 君	会計管理者	服部 孝龍 君
産業課長	平松 孝浩 君	建設課長	浅野 覚 君
住民課長	山田 克己 君	福祉健康課長	松本 大 君
税務課長	藤井 光利 君	教育課長	伊藤 正典 君

事務局出席職員

事務局長 白木 悟 議会事務局 伊藤 麻美

=====

午前 9時 0分開議

○議長（伊藤好博君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

議員の皆様には、諸般何かと御多用の中、御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。また、加藤町長をはじめ執行部の皆様におかれましても御出席いただき、ありがとうございます。

平成30年第4回定例会は12月6日から8日間の日程で開かれまして、本日が今期定例会の閉会日でございます。本日の議案審議に際しましては慎重審議をお願い申し上げて、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は既にお手元に配付させていただきましたとおりでございます。

それでは、これより議事に入ります。

日程第 1 議案第52号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）について

日程第 2 議案第53号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第 3 議案第54号 木曾岬町立認定こども園条例の制定について

- 日程第 4 議案第 55号 木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 56号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 57号 木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 58号 木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 59号 木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 60号 木曾岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 61号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（伊藤好博君） 日程第 1、議案第 52号、平成 30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 3号）について並びに日程第 10、議案第 61号、損害賠償の額を定めることについてまでの 10議案を一括上程し、これを議題といたします。

上程しました議会議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（伊藤好博君） ただいま議題としました議案につきましては、定例会の開会日に提案理由説明と詳細説明をお聞きしています。また、先般 11日の一般質問日に各議案に対する質疑が終わっております。

よって、これより討論に入ります。

討論は一括討論といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認め、一括討論とします。

それでは、まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 皆さん、おはようございます。

私は、今期定例会に提案されました議案 10件のうち、議件名は省略をさせていただきますが、議案第 52号、議案第 54号、議案第 56号、議案第 57号、議案第 59号の 5議案に反対し、残る 5議案に賛成するものであります。

では、反対討論に入らせていただきます。

まず、議案第 52号、平成 30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 3号）についてです。

債務負担行為補正において、会計年度任用職員制度導入支援業務委託費が上げられていますが、この新設された制度は手当など部分的な処遇改善はあるものの、正規との格差はそのまま、いつでも解雇できるような非正規職員の確保に関するもので、容認できる制度ではありません。また、社会福祉施設改修工事実施設計業務委託費ですが、旧南部幼稚園・保育園跡地の利用計画の見通しを当初から持っていれば、この時点で発生する必要のないものと考えます。

一般会計補正予算の中で、夢とふれあい教育基金積み立てに新たに100万円計上されていますが、補正予算にも上がっている町の工事請負にかかわっている企業からの寄附行為は不適切であると考えます。

また、補正予算給与費明細書におきましては、特別職の期末手当の引き上げが載っておりますが、一般会計の補正予算の中にも載っております。準要保護家庭の増加、また、今年度は当町も国保料の料率は据え置かれましたが、県内一、二を争う国保料の高さ、後期高齢者医療保険においては今年度は多少下がったものの、相変わらず後期高齢者医療保険料は上昇し続けています。また、介護保険料は保険料の増加、介護保険利用料の増額、年金額の低下など、町民生活も大変になる中で、人事院勧告とはいえ、特別職の期末手当の引き上げには反対です。

続きまして、議案54号、認定こども園条例の制定についてです。

統合されてまだ1年もたっていない中、補正予算の中でも不安定な人員の配置が明らかになりました。また、ことし4月10日には保護者からの改修工事に対する申し入れ、また、運動会のアンケート等から、保護者の間に行政への信頼が揺れているように感じられます。今回の条例制度は、統合時の議論のあり方と比べてもトップダウン的な感が否めません。統合時もそうですが、なぜ今なのか、理解ができません。

続きまして、議案56号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、議案52号でも述べましたが、それに加えまして、9月議会における周年事業補正予算で、議会で疑義が生じる事態も起きました。これらの状態を鑑み、人事院勧告とはいえ、みずからの意思のもとで据え置くこともできたと考えます。

続きまして、議案57号、夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定についてですが、補正予算のところでも述べたとおりで、関連する条例の一部改正に反対するものです。

続きまして、議案59号、税条例等の一部を改正する条例の制定についてです。

今回の税制改正では、資本金1億円を超える法人に対して、納税申告書及び添付書類の提出を電子的に行うことが義務化されました。国はe-Taxなどの税務手続の電子化がなかなか進まないことから、踏み込んだ措置をとったものです。今後、この電子化の義務制度は中小にも拡大される可能性があり、設備投資やセキュリティーの問題で負担増も視野に入ってくることを考えると、認められるものではありません。

また、給与所得、公的年金等控除の縮小と基礎控除の拡大は大部分の層の方がプラス・マイナス・ゼロで、かえって自営業やフリーランスの方は増額になることもあり、働き方改革の後押しとしての税制改正にはなっていないと考えます。

以上の理由から5議案に反対をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤好博君） 中川和子君に少しお聞きしたいと思いますが、先ほどの反対討論の中で、提言申し上げると仰されたと思いますが、間違いございませんか。

○8番（中川和子君） はい。

○議長（伊藤好博君） それでは、先ほどの反対討論の中で、観光協会への2分の1の補助ですか、そこで提言と申されましたので、議題以外の発言ですので、その間は発言を取り消しさせていただきます。

次に、原案賛成者の発言を許します。

○7番（伊藤律雄君） 議長、7番。

○議長（伊藤好博君） 7番議席、伊藤律雄君。

○7番（伊藤律雄君） 皆さん、おはようございます。

私は、平成30年第4回定例会に提案され、本日採決を迎える10議案に対し、賛成討論を行います。

まず、議案第52号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）については、既決予算額に2,600万円を追加し、予算総額を29億5,000万円とする補正予算です。

このたびの補正予算の主な内容は、歳入では、国庫補助金、県補助金が障害者自立支援給付費及び介護給付費の実績により減額、多面的機能支払事業交付金が追加交付されたことにより関連予算が精査され、また、寄附金においては、教育、福祉の振興のため、ふるさと木曾岬町応援のために多額な御寄附をいただいております。

歳出においては、人事異動や人事院勧告に伴う給与等関係予算の補正並びに国、県補助金、交付金に伴う事業精査や、台風などの影響を軽減するために鍋田川桜堤防の剪定や幹線道路の道路改善、南部地区津波避難タワー建築工事変更契約による避難施設整備工事、寄附金の積み立て等、いずれも必要な予算措置であることから、この補正予算に賛成いたします。

次に、議案第53号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、既決予算額から歳入歳出それぞれ446万4,000円を減額するものです。

今回の補正予算は、保険給付サービスの給付額の実績により歳入歳出を精査するものであり、適切な処置と考え賛成いたします。

次に、議案第54号、木曾岬町立認定こども園条例の制定については、働き方の多様化により子育て支援に関する需要に対応し、就学前の子どもに幼児教育と保育の両方を提供

し、保護者にも総合的な子育て支援を推進するための条例であり、この条例制定に賛成いたします。

次に、議案第55号及び議案第56号の条例の一部改正に関する議案2件は、いずれも今年度の人事院勧告に準ずる改正であり、適切な手続であることから、賛成をいたします。

次に、議案第57号及び議案第58号は、町の目的基金の1つである夢とふれあい教育基金並びに夢ささえあいのまち福祉基金に多額の御寄附をいただいたことによる条例の一部改正であり、寄附者に感謝するとともに、適切な処置であることから、賛成いたします。

次に、議案第59号及び議案第60号については、上位法令である地方税法の改正に基づき、町税条例並びに新築住宅に対する固定資産税の減免に関する条例を改正するものであり、これは必要な条例改正であり適切な手続であることから、賛成いたします。

次に、議案第61号、損害賠償の額を定めることについては、示談解決を図るための適切な処置であることから、賛成いたします。

平成30年12月13日、賛成討論者、伊藤律雄。

よろしく願いいたします。

○議長（伊藤好博君） ほかに討論者はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 先ほど少し言葉足らずのところがありましたので、つけ加えます。

中川和子君の反対討論の議題外発言に対しては、不穏当発言とみなし、取り消しを行います。よろしく願いします。

討論もないようですので、討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案採決に入ります。

議案の採決は、議会運営委員会で決定いただいたとおり採決しますので、御理解をお願いします。

それでは、議案第52号を採決します。

日程第1、議案第52号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第52号は、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第53号を採決します。

日程第2、議案第53号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第53

号は、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第54号を採決します。

日程第3、議案第54号、木曾岬町立認定こども園条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第54号は、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第55号を採決します。

日程第4、議案第55号、木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第55号は、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第56号を採決します。

日程第5、議案第56号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第56号は、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第57号を採決します。

日程第6、議案第57号、木曾岬町夢とふれあい教育基金条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第57号は、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第58号を採決します。

日程第7、議案第58号、木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第58号は、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第59号を採決します。

日程第8、議案第59号、木曾岬町税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第59号は、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第60号を採決します。

日程第9、議案第60号、木曾岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第60号は、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第61号を採決します。

日程第10、議案第61号、損害賠償の額を定めることについて、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第61号は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで皆様にお諮りいたします。

去る12月11日に議会運営委員会が開催され、今期定例会での追加議案について審議されており、その報告をお手元に配付のとおり受けております。

ここで暫時休憩とします。資料が欠けておるそうです。

午前 9時23分休憩

午前 9時31分再開

○議長（伊藤好博君） それでは、休憩を解き、本会議に戻します。

先ほども申しましたが、書類不足で申しわけございませんでした。

議案第62号、木曾岬町南部地区津波避難タワー建築工事変更契約についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認め、したがって、議案第62号を追加日程1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第62号 木曾岬町南部地区津波避難タワー建築工事変更契約について

○議長（伊藤好博君） 追加日程第1、議案第62号、木曾岬町南部地区津波避難タワー建築工事変更契約についてを上程し、これを議題といたします。

ここで、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程を賜りました追加日程1、議案第62号、木曾岬町南部地区津波避難タワー建築工事変更契約について、その提案理由を申し上げます。

本事業は、木曾岬町第5次総合計画の消防・防災対策の中にございます主要事業として掲載されております避難所整備計画策定事業により判明いたしました、町の南部地区における避難困難者のための緊急避難場所を確保することを目的に整備を行っているものでございます。

本工事は、平成30年6月に愛知県あま市の株式会社河村産業所と契約を締結し、議会の御承認をいただいたものでございます。工事の契約以降は、当初の施工計画どおり遅滞なく工程を進めておりましたが、10月に開催されました全員協議会でも御報告させていただきましたとおり、掘削作業の工程において、当初設計数量を上回るコンクリートガラなどの建設廃棄物が発生したことに伴い、これに係る運搬費、処分費を変更する必要が生じたことから、地方自治法の第96条第1項第5号の規定により、変更契約について議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、慎重審議を尽くしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤好博君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○危機管理課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 小島危機管理課長。

○危機管理課長（小島裕紹君） それでは、議案の第62号、木曾岬町南部地区津波避難タワー建築工事変更契約についてを御説明させていただきます。

議案書でございます。

平成30年度木曾岬町南部地区津波避難タワー建築工事について変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

最下段の提案理由でございますが、当該工事の変更契約につきましては、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定によりまして、議会の議決を経る必要があることから、この議案書を提出するものでございます。

まず1つ目でございます。工事名でございます。平成30年度木曾岬町南部地区津波避難タワー建築工事でございます。工事場所につきましては、木曾岬町源緑輪中地内でございます。完成期限は平成31年3月22日、契約代金でございますが、変更前の契約額が8,532万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額につきましては632万円でございます。

これに対しまして、変更後の契約額が1億880万2,440円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額につきましては805万9,440円ということになりますので、変更額といたしましては2,348万2,440円の増額ということになります。

契約の相手方でございますが、愛知県あま市下萱津替地1104番地、株式会社河村産業所、代表取締役、河村昭利でございます。

なお、参考までに、裏面には、議会の議決を要するまでの間、変更仮契約を締結いたしておりますので、この写しのほうを添付させていただいております。

以上、簡単ではございますが、議案の内容説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤好博君） 事務当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第62号について、御質疑がある方は御発言ください。

よろしいでしょうか。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤好博君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） 5月の末に契約を締結して、6月の議会で承認して、それから、10月の全員協議会でガラがたくさん出たということをお聞きしたんですが、6月から10月の間はかなり間があったと思うんですけど、コンクリートガラが出てきたというのはいつになるのでしょうか。

それから、これはちょっとほかのところの例で申しますと、鍋田川の工業団地の石田鉄工さんが工場をつくる時にもガラがたくさん出たということで、町のほうでそのときはガラのほうの処分をいたしたと思うんですが、今回の源緑輪中の土地については、西対海地のほうの方と20年ほど前にかえたということで、かなり前のことなので私もちょっと詳細はわからないんですが、もとの持ち主の方にはこういうことは関係ないのでしょうか。

それから、これだけガラがたくさん出てきた関係で工事の契約も出てきて、変更完成期限は元期限どおりということなんですが、かなり無理な工事日程になるのではないかなという懸念があります。

それから、これは仮変更契約書のほうに書いてあることですが、あと、仮変更契約書中の仕様書及び図面、別紙のとおりとありますが、これはここには載せられておりませんが、こういうものは議会には出してはいただけないのでしょうか。

○危機管理課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（伊藤好博君） 危機管理課長。

○危機管理課長（小島裕紹君） まず、1点目のガラがいつ出てきたかということですが、6月の契約をスタートして以来、準備期間が当然必要となってきますし、準備期間を経て、それから現状を掘削して行って、結果、ガラが出てきたということで、すぐ

さま全員協議会のほうへ御報告をさせていただきましたので、いつ出てきたかという、その間に出てきたということの回答になると思います。

前の持ち主との関係については、私のほうでどうこう言えることではなく、ちょっとわからないので、コメントを控えさせていただきます。

工事日程のほうでございますけれども、あくまでも掘るという行為と処分するという行為は何ら変わりなく行っておるものでございまして、工期のほうは順調に進んでおりまして、工期内には完成を迎えるものと確認しております。

添付資料につきましては、あくまでも参考資料という形で契約書の鏡をつけさせていただいてございまして、その他詳細な資料につきましては、この場で提出するものではないというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 質疑もないようですので、これで質疑を終結したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 質疑もないようですので、これで質疑を終結します。

続いて、討論に入りますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論者はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 討論もないようですので、討論を終結したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤好博君） 異議なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案採決に入ります。

それでは、追加日程第1、議案第62号、木曾岬町南部地区津波避難タワー建築工事変更契約について、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤好博君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第62号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これにて平成30年第4回木曾岬町議会定例会を閉会といたします。

午前 9時42分閉会

○議長（伊藤好博君） 議員の皆様方には、今期定例会、12月6日から本日まで8日間の日程で開催され、その間、住民の負託に応えるべく、慎重に議案審議をしていただき、厚くお礼申し上げます。また、加藤町長をはじめ執行部の皆様方におかれましては、このたび可決されました補正に関する議案を、住民の福祉向上と町政の進展につながるよう、適正かつ的確な執行をお願い申し上げますとともに、長期間の議会審議に御出席いただきありがとうございました。厚くお礼申し上げます。お疲れさまでした。